



山形県公報

平成30年4月1日(日)

号 外 (14)

目 次

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第2節 がん・生活習慣病センター(第11条-第13条) 第3節 救命救急センター(第14条-第16条)」を「第2節及び第3節 削除」に改める。

第8条を次のように改める。

(診療科名)

第8条 県立病院(山形県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年12月県条例第59号)第2条第1項に規定する病院事業の用に供する施設をいう。以下同じ。)の診療科名は、次のとおりとする。

県立病院	診療科名
山形県立中央病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、心療内科、疼痛緩和内科、感染症内科、腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、心臓血管外科、脳神経外科、乳腺外科、小児外科、整形外科、形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、頭頸部・耳鼻咽喉科、放射線科、病理診断科、救急科、歯科口腔外科及び麻酔科
山形県立新庄病院	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、外科、脳神経外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科及び麻酔科
山形県立河北病院	内科、神経内科、疼痛緩和内科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科及び麻酔科
山形県立こころの医療センター	心療内科、精神科及び児童・思春期精神科

第10条第1項の表中山形県立中央病院の項を次のように改める。

山形県立中央病院	診療部	診療各科	
	医療安全部		
	感染対策部		
	循環器病センター		

緩和ケアセンター		
内視鏡センター		
診療支援部	人工透析室	
	リハビリテーション室	
	栄養管理室	
	化学療法室	
地域医療部		
手術部		
検査部		
放射線部	放射線治療室	
臨床工学部		
診療機材部		
輸血部	輸血室	
医学資料・クリニカルパス部		
教育研修部		臨床研修係
医療情報部	総務課	庶務係、施設係、がん・生活習慣病対策係
	経営戦略課	会計係、情報企画係
	医事相談課	医事係、診療情報分析係、医学資料係
薬剤部		
看護部		

第10条第1項の表山形県立河北病院の項中

	化学療法室		を
	病歴管理室	病歴管理係	

	化学療法室		に、
--	-------	--	----

教育研修部			を
-------	--	--	---

教育研修部			に改め、同条第2項を次のように改める。
医療情報部		病歴管理係	

2 山形県立中央病院に次の表の左欄に掲げるセンターを置き、当該センターに次の表の中欄に掲げる部を置き、当該部に同表の右欄に掲げる科及び室を置く。

センター名	部名	科・室名
総合周産期母子医療センター	周産期母子部	MFICU室
		NICU・GCU室
がん・生活習慣病センター	がん診療部	がん相談支援科
	がん研究部	
	がん対策部	
	生活習慣病対策部	人間ドック・健康診断科
救命救急センター	救急診療部	ICU室
		CCU・SCU室
		HCU室
		救急室

第10条第3項の表中

医事相談課	診療情報管理室	診療情報分析係、医学資料係
	医療連携・相談室	

を

「

医事相談課	医療連携・相談室	
-------	----------	--

」に改める。

第3章第2節及び第3節を次のように改める。

第2節及び第3節 削除

第11条から第16条まで 削除

第17条第1項の表中

所長	がん・生活習慣病センター及び救命救急センター	上司の命を受けてがん・生活習慣病センター又は救命救急センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副院長	県立病院	院長を補佐し、県立病院の事務を整理する。
副所長	がん・生活習慣病センター及び救命救急センター	所長を補佐し、がん・生活習慣病センター又は救命救急センターの事務を整理する。

を

「

副院長	県立病院	院長を補佐し、県立病院の事務を整理する。
-----	------	----------------------

」に改め、同表事務局長の項

中「又は所長」を削り、同表副センター長の項中「及び」を「、緩和ケアセンター及び」に改め、同表中

室長	室（中央病院の中央検査部及び中央放射線部の各室（放射線治療室を除く。）並びにがん・生活習慣病センターの研究検査部の各室を除く。）	上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
副室長	河北病院の病歴管理室	室長を補佐し、室の事務を整理する。
科長	県立病院の科（診療各科及び薬剤科を除く。）及びがん・生活習慣病センター（薬剤科を除く。）	上司の命を受けて科の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

を

室長	室	上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
科長	県立病院の科（診療各科及び薬剤科を除く。）	上司の命を受けて科の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に改め、同表薬局長の項中

「及びがん・生活習慣病センター」を削り、同表課長補佐の項中

「

中央病院、河北病院及び救命救急センターの総務課

」を「

中央病院の総務課、経営戦略課及び医事相談課並びに新庄病院の総務課並びに河北病院の医事経営相談課

」に改め、同条第2項中「若しく

は所長」及び「又は副所長」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 第1項に定める職のほか、次の表の左欄に掲げるセンターに、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に定めるとおりする。

センター	職	職務
総合周産期母子医療センター	総合周産期母子医療センター長	上司の命を受けて総合周産期母子医療センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
がん・生活習慣病センター	がん・生活習慣病センター長	上司の命を受けてがん・生活習慣病センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
救命救急センター	救命救急センター長	上司の命を受けて救命救急センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（山形県立病院等管理規程の一部を改正する規程）
- 2 山形県立病院等管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
山形県立病院管理規程
第1条中「、山形県立がん・生活習慣病センター及び山形県立救命救急センター（以下「県立病院等」という。）」を削る。
第2条第1項を次のように改める。
診療時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
同条第2項中「、県立病院及び山形県立がん・生活習慣病センターにおいては」を削る。
第4条から第6条までの規定中「又は所長」を削る。
第7条中「又は所長」を削り、「県立病院等」を「県立病院」に改める。
第8条中「県立病院等」を「県立病院」に改め、「又は所長」を削る。
（山形県立病院料金規程の一部を改正する規程）
- 3 山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
本則の表中「及び山形県立がん・生活習慣病センター」及び「又は所長」を削り、同表の備考第1項中「山形県立病院等管理規程」を「山形県立病院管理規程」に改める。
（山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程）
- 4 山形県病院事業局事務委任規程（平成15年3月県病院事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
第3条（見出しを含む。）中「、山形県立がん・生活習慣病センター所長及び山形県立救命救急センター所長」を削る。
（病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程）
- 5 病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。
第3条及び別表を削る。
（山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程）
- 6 山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「（同章第2節に規定するがん・生活習慣病センター及び第3節に規定する救命救急センターを含む。）」を削る。
（山形県病院事業局公印規程の一部を改正する規程）
- 7 山形県病院事業局公印規程（平成15年3月県病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。
別表第1(2)職印の項中「、がん・生活習慣病センター所長、救命救急センター所長」を削り、

6	山形県立がん・生活習慣病センター所長印	方21	がん・生活習慣病センター所長
6の2	山形県立がん・生活習慣病センター所長職務代理者印	方21	がん・生活習慣病センターの事務局長
7	山形県立救命救急センター所長印	方21	救命救急センター所長
7の2	山形県立救命救急センター所長職務代理者印	方21	救命救急センターの事務局長

を

6	削除		
6の2	削除		
7	削除		
7の2	削除		

に改める。

別表第2(2)職印の項中

6	6の2
山形県立がん・生活習慣病センター所長印	山形県立がん・生活習慣病センター所長職務代理者印

を削除削除に、

「 7 7の2 「 7 7の2

山形県立救命救急センター所長印	山形県立救命救急センター所長職務代理者印
-----------------	----------------------

を削除削除に改める。

(山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程)

8 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表病院の項職の欄中「がん・生活習慣病センターの副所長」及び「救命救急センターの副所長」を削る。

第18条第1項第2号中「（中央病院、がん・生活習慣病センター及び救命救急センター相互間を除く。）」を削る。

(山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程)

9 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「救命救急センターにあつては薬剤室長とし、」を削る。

別表第2事務局長専決事項の欄第1項中「（がん・生活習慣病センターにあつては診断部薬剤科所属職員、救命救急センターにあつては診療部薬剤室所属職員。以下同じ。）」を削る。

別表第3を次のように改める。

職名等		代決者		
職名	担当事務	第1次代決者	第2次代決者	第3次代決者
院長	診療に関する事務（総合周産期母子医療センター、がん・生活習慣病センター及び救命救急センターに関するものを除く。）	副院長（医師でない者を除く。）	主務部長及び主務センター長	
	診療に関する事務（総合周産期母子医療センター、がん・生活習慣病センター及び救命救急センターに関するものに限る。）	副院長（医師でない者を除く。）	総合周産期母子医療センター長、がん・生活習慣病センター長及び救命救急センター長	主務部長
	その他の事務	事務局長	事務局次長	主務課長
事務局長	別表第2に	技師に関するもの	技師長	
	おける事務	経営戦略課に関するもの	経営戦略課長	
	局長専決事項の欄第1項に係る事務	医事相談課に関するもの	医事相談課長	
		医事経営相談課に関するもの	医事経営相談課長	
		その他	事務局次長	
		その他の事務	事務局次長	
看護部長		副看護部長		
薬局長		副薬局長		

（山形県病院事業局文書管理規程の一部を改正する規程）

- 10 山形県病院事業局文書管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表2病院の項の表中

山形県立こころの医療センター	こセ	を
山形県立がん・生活習慣病センター	がセ	
山形県立救命救急センター	救セ	

「山形県立こころの医療センター 　こセ」に改める。

（山形県病院事業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程）

- 11 山形県病院事業局職員公舎管理規程（平成15年3月県病院事業管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「、山形県立がん・生活習慣病センター及び山形県立救命救急センター」を削る。